

大分市賃貸住宅供給促進計画【暫定版】

本計画は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、「大分市住宅マスタープラン」を上位計画に、本市の福祉施策等と連携する計画として以下のとおり定める。

1. 区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者とする。

1. 法第2条第1項第1号から第5号までに定める者
・低所得者 ・被災者（発災後3年以内） ・高齢者 ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者 ・子ども（高校生相当以下）を養育している者
2. 施行規則第3条第1号から第10号に定める者
・外国人 ・中国残留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養所入所者 ・DV（ドメスティックバイオレンス）被害者 ・北朝鮮拉致被害者 ・犯罪被害者 ・生活困窮者 ・更生保護対象者 ・東日本大震災による被災者

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

「住生活基本法」（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定に基づく「大分県住生活基本計画」に定められた公営住宅の供給の目標量及び「大分市住宅マスタープラン」、また「大分市公営住宅等長寿命化計画」を踏まえ、県と連携し公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第10条第5項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2. 目標を達成するために必要な事項

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

「住生活基本法」第17条第1項の規定に基づく「大分県住生活基本計画」及び「大分市住宅マスタープラン」また「大分市公営住宅等長寿命化計画」を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

賃貸人等に対し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る情報提供及びその管理の状況に係る指導等を適切に実施することにより、円滑な入居を促進する。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

既存の公営住宅ストックについて、誰もが安全で安心して生活ができるための管理・改修を図る。また、民間賃貸住宅の適正な維持管理、計画的な修繕等の実施については、賃貸人・賃貸住宅管理業者に対して普及啓発を図る。

3. 計画期間

平成31年4月1日から当分の間とする